

いじめの重大事態調査報告書【概要版】

本報告書は、令和4年度に発生したいじめの重大事態について、県内の学校における再発防止に資することを目的として、事務局が公表のための概要版として作成したものである。

1 事案の概要

- (1) 対象生徒 A（令和4年度島根県立高等学校入学生）
- (2) 主な訴え Aの校内等での様子を無断で撮影し、拡散する行為
Aの心身に深刻な苦痛を与える内容の動画の拡散
陰口等、Aを孤立させる動き

2 事案の検証

- (1) 調査組織 島根県教育員会の附属機関である島根県生徒指導審議会に専門委員を置き、6名の調査委員により実施
- (2) 調査期間 令和5年6月28日（水）～ 令和6年3月28日（木）
- (3) 調査対象 申入書や代理人及びAとの面談による事案の整理と検証
聴き取り対象の選定と聴き取り内容の整理と精査
自校と他校での調査内容と記録の精査
各校に再調査の依頼（関係生徒及び教職員の聴き取り）
- (4) 主な訴えに対して調査委員会として認定した事実

① 令和4年5月中旬、在籍校の上級生が、Aに無断でAの下校時の様子を動画に撮影した（以下、動画㉗）。動画㉗を撮影した生徒は、自分の所属していた部活動の後輩にその動画を送った。

② Aは、令和4年6月に校内で実施されたいじめアンケートに、「上級生から、陰口を言われる、避けられる、悪口を言われる、冷たい視線で見られる、変な噂を広められている」といった内容を無記名で記載した。

学校は、Aによる記載であると判断し、同年7月下旬にAと話し合い、その後保護者面談の際、担任が保護者に今後の対応を確認した。

学校は、生徒指導主事が担任から報告を受け、担任と生徒指導部を中心にAを見守ることとした。

③ 令和4年7月から11月にかけて、複数の他校生がそれぞれ無断でAの様子を録画し、動画㉘と動画㉙を作成した。

そのうちの一人の生徒は、自分が作成した動画㉘を自分の在籍校と別の学校の生徒に送信した。また、別の生徒は、自分が作成した動画㉙を自分の在籍校と別の学校の生徒に送信した。この動画㉙を受けとった生徒は、自分の在籍校生徒とAの在籍校生徒に送信した。

同年11月、Aは、警察からの連絡により、動画㉘及び動画㉙が拡散されていることを知った。

- ④ 令和4年11月下旬、Aに対して同じ学校の2名の生徒から、直接、「なんで学校に来てるの。早く辞めろや」等の発言があった。この発言以前の11月の中旬には、Aは教員に対して「毎日、陰口等を言われていること、嫌な思いをする出来事が色々ある」と訴えていた。
- ⑤ 令和5年1月、他校のある生徒が、Aと仲の良い生徒に対して、Aと関わらないよう働きかけた。
同年2月にも、他校の別の生徒が、同じ生徒に対して、Aと関わらないようSNSのメッセージを送信した。
- ⑥ 令和5年1月24日、Aは、不眠症状や転学の意向を養護教諭に訴えた。
- ⑦ 令和5年2月17日、Aは、医療機関を受診し、「令和4年11月に警察が関わった動画拡散事案をきっかけに発症。専門医療機関での治療を要する状態」と診断された。
- ⑧ 令和5年3月1日付けで、Aの代理人弁護士から、Aの在籍校に対し、前記診断書とともに、いじめの重大事態が生じている旨の申し入れがなされた。
- ⑨ 令和5年3月13日、Aは、担任と学期末の定期面談を行い、いじめについて関係する生徒の名前をあげて訴えた。
- ⑩ 令和5年3月31日、Aの在籍校は、本件をいじめの重大事態と判断し、同年4月28日にいじめの重大事態発生報告書を島根県教育委員会に提出した。

(5) 重大事態に至った要因

- ① いじめアンケートへの学校の対応が不十分であったこと
- ② Aの心身に深刻な苦痛を与える内容の動画の拡散を学校が「いじめ」として捉えなかったこと
- ③ 学校の組織的な対応により、「いじめ」の解消がなされなかったこと

本事案は、「いじめ」が噂や陰口といったAの孤立感や疎外感を深める形で行われており、Aに対して直接的な言動が少なく、「いじめ」行為の特定が困難な形で行われていたものといえる。また、加害生徒も不特定多数であり、直接的にAに対する攻撃等を行う者も少なく、Aを排除しようとする意識をそれぞれが持つような形で「いじめ」が行われたものと考えられる。

しかし、A自身は、不特定多数の生徒から、これらの「いじめ」行為を感じ取っており、動画の拡散を通じて、より強い疎外感・孤立感を深めて、精神的な苦痛を受けており、「重大事態」にまで至っているものというべきである。

3 学校の対応に関する検証（学校の課題）

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知
基本方針における、いじめの定義やいじめの認知、いじめの解消について、教職員において正しく理解されておらず、基本方針が形骸化していた。
- (2) 令和4年度新入生の生徒指導体制
入学直後から4月末までに、新入生に関する面談の実施や生徒間の関係性を確認するための情報共有等、学校として情報を自ら集める対応も検討されるべきであった。
- (3) いじめアンケートへの対応
令和4年6月に実施されたアンケートでは、A以外に1年生の女子生徒が「陰口を言っている人は見かけるけど、それはいじめに入るのかが分かりません。」と記載しており、他の生徒がAに対するいじめを目撃していた可能性もあったが、それについての聴き取り等は行われなかった。アンケートにおいて、いじめを認知した後、本人の要望にも配慮しながら、生徒指導委員会を開催するなどして、組織的な対応をすべきであり、少なくともいじめの事実確認等のため、記名式のアンケートや第三者からの聴き取り等を行い、いじめの解消に向けた取組を行うべきであった。
- (4) 被害側の生徒への支援及び対応等
Aからの不眠症の訴えや転校の意向の訴えがあったにもかかわらず、いじめの重大事態としての疑いの認識を持たなかった。
- (5) 保護者との連携
Aの心身の状態や学校生活が危機的な状況にあることを認識した上で、Aが安全・安心な環境の下で学校生活を送るための具体的な措置を講じ、保護者からの相談に丁寧に対応するなど、一つ一つ保護者からの信頼を積み上げることができなかった。
- (6) 警察との連携
警察からAのケアを依頼されたため、Aの心のケアを優先し、Aの心身に深刻な苦痛を与える内容の動画の拡散の詳細を認識できなかったことはいかがわれるが、詳細が不明であることを理由として曖昧な対応になっていた可能性があり、Aの訴え等により適切な対応をとるべきであった。
また、詳細についても、一定の時期（警察の捜査が終了した時期等）に、警察からの情報提供を得る等して把握すべきであった。
- (7) 動画の保持や拡散を行った生徒への指導
警察の捜査が終了した時期に、警察からの情報提供を得る等して、警察から事情を聴かれた生徒がどのように関わっていたのかを把握し、今後、学校がどのように指導・支援していくのか協議し、方針を決める必要があった。
- (8) 校内の教職員への周知
少なくとも教育相談担当教員もしくは養護教諭、スクールカウンセラー等のAの心身のケアに助言できる専門家との間では情報を共有しておくべきであり、警察と連絡を取り合い、可能な限り早く、教職員との情報共有を行い、組織的な対応をする必要があった。

(9) 重大事態の判断と校内の対応や調査体制

遅くとも代理人弁護士から申し入れ（令和5年3月1日付け）のあった令和5年3月2日の時点で、重大事態が発生したものと判断すべきであった。

それ以前の時点においても、Aが学校に不眠症状や転校の意向等を訴えており、重大事態が発生した疑いがあると判断できたものと考えられる。

(10) 県教育委員会が対応すべき内容

教育委員会は、学校から令和4年11月2日に第一報を受けた。この時点で動画の拡散に関してのAの存在を認識しており、法のいじめの定義から、いじめの疑いがあるものとして、調査等について指導すべきであった。

教育委員会は、令和5年3月3日に、Aの代理人弁護士から、重大事態が生じている旨の申し入れがあったことについて学校から報告を受けた。教育委員会は、Aの代理人弁護士から重大事態が生じている旨の申入書を認識しているのだから、学校が重大事態の発生報告をしていないことについて、ガイドラインに基づいて学校に重大事態であることの認識を持たせるよう、速やかに指導・助言すべきであった。

(11) 代理人弁護士への対応

学校は、Aの代理人弁護士からの申し入れや訴えに対し、速やかに対応し、重大事態の判断や事実確認を行うべきであった。

4 再発防止策に向けた取組について

- (1) 法に基づいた生徒指導の徹底
- (2) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- (3) 生徒指導体制や生徒の相談・支援体制の整備
- (4) 正確な記録の保存と情報共有の徹底
- (5) いじめの未然防止教育の充実
- (6) 適切な初期対応につながる県教育委員会からの指導・助言
 - ① 全県立学校の基本方針を点検・修正・周知
 - ② いじめを受けた生徒の欠席及び現在の状況を確認・情報共有
 - ③ いじめを認知した時点での報告の徹底・情報共有

5 総括

今回の事案が重大化した要因は、法・基本方針に基づいた初期対応、情報共有、組織的な対応につなげられなかったことにある。令和4年11月の動画の拡散以降も、学校としてAに対する組織的な支援が行われていなかった。Aが「いじめ」を訴えた段階で、Aが訴える内容についての背景を組織的に探り、生徒理解に基づいた支援が行われていれば、今回の事案は重大化しなかった可能性があるかと推察できる。

Aが転学することとなり、志を持って入学した高校を卒業できなくなるという、取り返しのつかない事態を招いた当事案の重さを真摯に受け止め、すべての教職員が自分自身の人権意識を見直し、それを高めていく努力をするとともに、学校指導体制を一から見直し、すべての教育活動が人権教育を基盤に据えたものとなるよう点検と改革を進めていくことを強く求める。